

**・ 建設発生材の再生利用指針及び
建設汚泥の再生利用ガイドライ
ン等**

10技第145号
平成10年10月30日

関係課（室）長様

関係地方機関長様
(検査指導幹・臨海開発局技術次長経由)

関係機関長様

市町村長様

技術情報室長
(公印省略)

建設発生材の再生利用指針について

標記について、平成9年10月31日付け9技第128号で通知しているところですが、再生粒度調整砕石を供給する工場ができましたので、下記のとおり改正します。
なお、この件について担当職員への周知方よろしくお願いします。

記

1. 主な改正点

- ・舗装工事における再生材の使用範囲（別添－1）
車道舗装部 上層路盤工 再生粒度調整砕石及び
仮設道路 上層路盤工 再生粒度調整砕石を追加（P5参照）

2. 適用年月日

- ・平成10年11月1日より

3. その他

- ・再生粒度調整砕石の供給可能な地域は、長崎土木管内（香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、多良見町を除く）及び
大瀬戸土木管内（西海町、大島町、崎戸町を除く）とする。
今後、再生粒度調整砕石の供給地域が拡大した場合は、基本単価表の改正で通知します。

技術基準班

建設発生材の再生利用指針

平成10年11月

長崎県土木部
(技術情報室)

目 次

第1条	目 的	1
第2条	適 用 範 囲	1
第3条	定 義	1
第4条	再 生 材 の 種 類	2
第5条	再 生 材 の 使 用 範 囲	2
第6条	設 計 及 び 積 算	2
第7条	適 用 基 準 ・ 規 格 等	3
第8条	管 理 及 び 試 験 等	3
第9条	運 用 上 の 特 記 事 項	4
第10条	施 行	4
別添－1	舗装工事における再生材の使用範囲	5
別添－2	再生裏込・基礎材の使用範囲及び品質管理	6
別添－3	再生加熱アスファルト混合物品質基準及び管理基準	7
別添－4	再生路盤材の品質基準及び管理基準	13
－参考－	特記仕様書（例）	19
－参考－	材料承認願	20

第1条 目的

建設事業に伴って発生する産業廃棄物（以下「建設発生材」という）の再生利用に関する技術基準を定め、建設発生材を積極的に再生利用し資源の有効利用を進めることにより、公共工事の円滑な執行を図り、公共の福祉の向上及び環境の保全に資する。

第2条 適用範囲

- (1) この指針は、長崎県の施行する一般土木・建築工事の施工に適用する。
- (2) この指針に記載されていない事項又は特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という）によるものとする。
- (3) 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この指針に優先するものとする。

第3条 定義

(1) 建設発生材

この指針では、建設工事に伴って生じた建設副産物のうち、セメント・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の各発生材をいう。

(2) 再生材

再生された製品で、次に掲げるものをいう。

① 再生路盤材

セメント・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材、発生路盤材を単独または相互に組み合わせ、必要に応じて補足材等を加えて所定の品質が得られるように調整した路盤材をいう。これには、再生クラッシャーラン、再生粒度調整砕石、再生セメント安定処理路盤材、再生石灰安定処理路盤材等がある。

② 再生加熱アスファルト混合物

アスファルト・コンクリート塊を機械破砕または熱解砕してアスファルト・コンクリート再生骨材を生産し、その骨材に所定の品質が得られるよう必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材等を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に用いる再生密粒度アスファルト混合物、再生粗粒度アスファルト混合物のことをいう。広義で再生加熱アスファルト安定処理路盤材を含む場合もある。

③ 再生裏込・基礎材

セメント・コンクリート塊、及びアスファルト・コンクリート塊から製造した再生クラッシャーランで、コンクリートブロック積、擁壁等の裏込や構造物の基礎材として使用する。

第4条 再生材の種類

(1) セメント・コンクリート塊

1) 再生路盤材

- ① 再生クラッシャーラン
- ② 再生粒度調整砕石
- ③ 再生セメント安定処理及び再生石灰安定処理路盤材

2) 再生裏込・基礎材

再生クラッシャーラン

(2) アスファルト・コンクリート塊

1) 再生加熱アスファルト混合物

- ① 再生密粒度アスファルト混合物
- ② 再生粗粒度アスファルト混合物
- ③ 再生細粒度アスファルト混合物
- ④ 再生加熱アスファルト安定処理路盤材

- 2) 再生路盤材
 - ① 再生クラッシャーラン
 - ② 再生粒度調整碎石
 - ③ 再生セメント安定処理及び再生石灰安定処理路盤材
- 3) 再生裏込・基礎材
 - 再生クラッシャーラン

第5条 再生材の使用範囲

再生材の使用範囲は、以下のとおりとする。

- ① 再生アスファルト混合物に係るもの
 - ② 再生路盤材に係るもの
 - ③ 再生裏込・基礎材に係るもの
- ┌───┐ 別添-1による
 │ │
 └───┘
 ──── 別添-2による

第6条 設計及び積算

- (1) 設計に当たっては、原則として再生材を使用するものとする。
- (2) 舗装の構造設計に当り、再生材使用の等値換算係数は「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。

第7条 適用基準・規格等

この指針に規定されていない事項については、以下の基準等を適用する。

- (1) プラント再生舗装技術指針 (社団法人日本道路協会)
- (2) アスファルト舗装要綱 (社団法人日本道路協会)
- (3) セメントコンクリート舗装要綱 (社団法人日本道路協会)
- (4) 簡易舗装要綱 (社団法人日本道路協会)
- (5) 長崎県建設工事共通仕様書 (長崎県土木部)
- (6) 建築工事共通仕様書 (建設大臣官房庁営繕部監修)
- (7) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱 (長崎県土木部)
- (8) その他工事に準用する基準書、仕様書

第8条 管理及び試験等

- (1) 再生加熱アスファルト混合物の品質管理は、「再生加熱アスファルト混合物品質管理基準及び管理基準」別添-3によるものとする。
- (2) 再生路盤材(再生クラッシャーラン)の品質管理は、「再生路盤材の品質基準及び管理基準」別添-4によるものとする。
- (3) 再生路盤材(再生クラッシャーラン)の粒度試験及び修正CBR試験は公共の試験機関(財団法人長崎県建設技術研究センター等)で実施することを原則とし、年1回実施するものとする。
- (4) 再生路盤材(再生クラッシャーラン)の品質管理は、配合率の変動によるデータのばらつきが考慮されるため、特に最大乾燥密度については製造者の自主管理によるものとする。
- (5) 再生裏込・基礎材の品質管理は、「再生裏込・基礎材の使用範囲及び品質管理」別添-2によるものとする。
- (6) 現場に搬入された再生材に対し、監督員が疑義(著しい品質の低下)を申し出、品質試験を指示した場合は、請負者はこれに応じなければならない。
- (7) 再生材の品質試験のうち、個々の骨材の物理試験については、原材料の時点で規格試験を行っているものは、これを省略することができる。

第9条 運用上の特記事項

- (1) 再生材の生産は、種類によって地域的にばらつきがあるので、設計に先立ち十分調査を行うこと。
- (2) 再生材の使用にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許認可を有する再資源化施設の製品を原則とし、使用に先立ち品質を確認すること。
(新しい施設の再生材を使用する場合は、技術情報室と協議のこと。)
- (3) 工事発注に当り、品質規格及び再生材使用に係る事項を記した特記仕様書を添付すること。
- (4) 必要に応じて適宜工場検査を行うこと。

第10条 施行

平成9年11月1日より施行する。

舗装工事における再生材の使用範囲

使用箇所	用途	使用材料	交通区分
車道舗装部	下層路盤工	再生クラッシャーラン	全ての交通区分 に使用可能
	上層路盤工	再生粒度調整砕石	
	表層・ 基層工	再生加熱アスファルト混合物 (密粒・粗粒)	
路肩舗装部	路盤工	再生クラッシャーラン	〃
	表層工	再生加熱アスファルト混合物 (密粒)	
自転車道・ 歩道・園路 ・駐車場等	路盤工	再生クラッシャーラン	〃
	表層工	再生加熱アスファルト混合物 (密粒・粗粒)	
仮設道路	下層路盤工	再生クラッシャーラン	〃
	上層路盤工	再生粒度調整砕石	
	表層・ 基層工	再生加熱アスファルト混合物 (密粒・粗粒)	

(注) 表層、基層工に特別な対策(耐流動・耐摩耗等)や、特殊な機能や構造をもつ舗装(半たわみ性、グースアスファルト、ロードアスファルト、滑り止め、排水性等)には、再生加熱アスファルト混合物は使用しない。

再生裏込・基礎材の使用範囲及び品質管理

1. 使用範囲

コンクリートブロック積、擁壁等の裏込材、構造物の基礎材（厚 20 cm 未満）として使用する。

2. 品質管理

再生骨材の品質は、下記のとおりとする。

(J I S A 5 0 0 1)

ふるい目 (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)							
	53.0	37.5	31.5	26.5	19.0	13.2	4.75	2.36
40～0	100	95-100	—	—	50-80	—	15-40	5-25

注：再生クラッシャーランの品質規格のうち粒度のみを規定したもので、使用にあたっては、路盤用の再生クラッシャーランと適切に区分すること。

再生加熱アスファルト混合物品質基準及び管理基準

1. 再生材の材料

① アスファルトコンクリート再生骨材の品質

再生加熱アスファルト混合物および再生加熱アスファルト安定処理路盤材に用いる再生骨材はアスファルトコンクリート再生骨材とし、その品質は次表を満足するものとする。

項 目	旧アスファルト含有量 %	旧アスファルトの針入 度 (25℃) 1/10mm	洗 い 試 験 で 失 わ れ る 量 %
規 格 値	3. 8 以上	2 0 以上	5 以下

注) 上表に示された各規格は、1.3～0mmの粒度区分のものに適用する。

② 再生用添加剤

再生用添加剤は、旧アスファルトの針入度等の性状を回復させるために再生加熱アスファルト混合物の製造時にプラントで添加するものを用い、労働安全衛生法施行令に規定されている特定科学物質を含まないものとする。

再生用添加剤の品質は、使用実績をもとにアスファルト系および石油潤滑油系を主体に定めたものであり、その標準的性状を次表に示す。動植物油系、アスファルト乳剤系等については、使用実績が少ないのでその品質は示していない。なお、新規に開発されたものに対しては、各種試験を行いその性状が適正であることを確認したうえで用いてもよい。

項 目	標 準 的 性 状
動粘度 (60℃) c S t (mm ² /s)	80～1,000 (80～1,000)
引 火 点 ℃	230以上
薄膜加熱後の粘度 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率%	± 3 以下
密度 (15℃) g / cm ³	報 告
組 成 分 析	報 告

③ 再生アスファルト

再生アスファルトは、アスファルトコンクリート再生骨材に含まれる旧アスファルトに再生用添加剤および新アスファルトを単独または組み合わせて添加調整したアスファルトをいう。

再生アスファルトの品質は、アスファルト舗装要綱に示される舗装用石油アスファルト40～60，60～80および80～100に相当するものとし、次表を満足するものとする。

種 類 項 目	40～60	60～80	80～100
針入度 (25℃) 1/10mm	40を越え 60以下	60を越え 80以下	80を越え 100以下
軟化点 ℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0
伸 度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上
三塩化エタン可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率%	0.6以下	0.6以下	0.6以下
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下
密 度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上

注) ここでいう再生アスファルトは、品質試験のために再生骨材からアブソン法によって回収した旧アスファルトに再生用添加剤や新アスファルトを加え、室内で混合調整したアスファルトのことである。したがって実際の再生加熱アスファルト混合物の製造工程において、再生アスファルトそのものが単独で存在することはない。

2. 再生加熱アスファルト混合物の配合設計

① 再生骨材の混入率

再生加熱アスファルト混合物におけるアスファルトコンクリート再生骨材の配合率は、10%以上30%以下とする。

製造装置には、多種の方法（加熱混合方式及び熱交換方式等）があるため、配合率は再生施設の製造装置により決定するものとする。

②設計針入度の調整の確認

設計針入度の調整は再生用添加剤及び新アスファルトを用いて行い、その方法と品質について確認すること。

混合物製造時の加熱劣化の度合い、供用後早い時期にひびわれが発生するおそれの範囲を考慮すると、加熱後の再生アスファルトの針入度は35以上を確保することが必要で、そのために設計針入度は50以上とする。

設計針入度の調整を再生用添加剤で行う場合の配合設計では、その種類や量を求め、また、新アスファルトで行う場合は、新旧アスファルトの配合率を求め決定するもので、再生用添加剤や新旧アスファルトの品質等の証明書を提出させ、確認するものとする。

3. 再生加熱アスファルト混合物の現場配合

3-1 試験練り

再生加熱アスファルト混合物については、配合設計の結果にもとづいて試験練りを行い、標準的な現場配合を設定する。なお、混合物が100トン以上の場合、使用に先立ち監督員が立会うこと。

試験練りでは、以下の①～⑧について確認する。

- ①骨材粒度 ②再生アスファルト量 ③マーシャル性状 ④混合状態 ⑤混合温度
- ⑥混合物から回収したアスファルトの性状 ⑦再生骨材配合率の印字記録
- ⑧混合物の観察

特に以下に注意し、確認結果の報告書を提出させなければならない。

①骨材粒度

新しい骨材と再生骨材の各貯蔵ビンの粒度と配合率から、混合粒度を算出し目標粒度と照合する。また、抽出試験によって混合物の粒度を確認する。

②再生アスファルト量

マーシャル安定度試験及び抽出試験を行いマーシャル性状及び再生アスファルト量を確認する。

③混合温度

目標とする温度は運搬時や舗設時の温度低下を考慮し、冬期の舗設に対する混合温度は夏期に比べて5～10℃高くしているが、185℃を超えない範囲で設定し確認する。特に、再生骨材の熱劣化に注意して確認する。

④回収針入度

混合物から回収したアスファルトの性状は、加熱混合後の混合物からアブソン法による回収アスファルトの針入度が、設計針入度の70%以上でかつ35（1/10mm）以上であることを確認する。

3-2 試験練りの品質試験

試験練り時に行う再生加熱アスファルト混合物の品質試験は以下の試験項目による。

試験項目	目的	適要
骨材粒度	再生混合物の粒度の確認	
再生アスファルト量	再生アスファルト量の確認	
回収アスファルトの針入度	再生混合物の適否の確認	
マーシャル性状	マーシャル性状の確認	
再生骨材の配合率	再生骨材配合率の確認	※

※原則として印字記録による

※ 試験練りは、室内配合試験で決めた配合にもとづいて行う。なお、定地式の混合所において、定期試験により標準的な現場配合及び混合温度や混合時間等の標準作業が定められている場合には、工事ごとの試験練りを技術情報室の確認があれば、省略することができる。

①骨材粒度、再生アスファルト量

再生加熱アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	① 再生粗粒度 アスファルト 混合物 (20)	② 再生密粒度 アスファルト 混合物		③ 再生細粒度 アスファルト 混合物 (13)
		(20)	(13)	
仕上げ厚 (cm)	4~6	4~6	3~5	3~5
最大粒径 (mm)	20	20	13	13
通貨質量百分率 %	26.5 mm	100	100	100
	19 mm	95~100	95~100	100
	13.2 mm	70~ 90	75~ 90	95~100
	4.75mm	35~ 55	45~ 65	55~ 70
	2.36mm	20~ 35	35 ~ 55	50~ 65
	600 μm	11~ 23	18 ~ 30	25~ 40
	300 μm	5~ 16	10 ~ 21	12~ 27
	150 μm	4~ 12	6 ~ 16	8~ 20
75 μm	2~ 7	4 ~ 8	4~ 10	
再生アスファルト量 (%)	4.5~ 6	5~ 7		6~ 8

②マーシャル安定度試験に対する基準度

混合物の種類		① 再生粗粒度 アスファルト 混合物 (20)	② 再生密粒度 アスファルト 混合物 (20) (13)	③ 再生細粒度 アスファルト 混合物 (13)
突固め回数	C交通以上	75		
	B交通以下	50		
空げき率 %		3 ~ 7	3 ~ 6	
飽和度 %		65 ~ 85	70 ~ 85	
安定度 Kgf (KN)		500以上 (4.90以上)	500(750)以上 (4.90(7.35)以上)	500以上 (4.90以上)
フロー値 1/100cm		20 ~ 40		

[注]

- (1) C交通以上であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは50回とする。
- (2) () 内はC交通以上で突固め回数を75回の場合とする。
- (3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物の場合、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C、48 時間水浸後の安定度 (Kgf)} / \text{安定度 (Kgf)}) \times 100$$
- (4) 安定度/フロー値(100kgf/cm)は一般地域で20~50の範囲が必要である。

4. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材の望ましい粒度範囲

ふるいの目開き		粒 度 範 囲
通過質量百分率 (%)	53 mm	100
	37.5mm	95~100
	19 mm	50~100
	2.36mm	20~ 60
	75 μ m	0~ 10

[注] アスファルトコンクリート再生骨材の粒度は、抽出された骨材粒度を用いる。

5. 再生加熱アスファルト混合物の品質管理

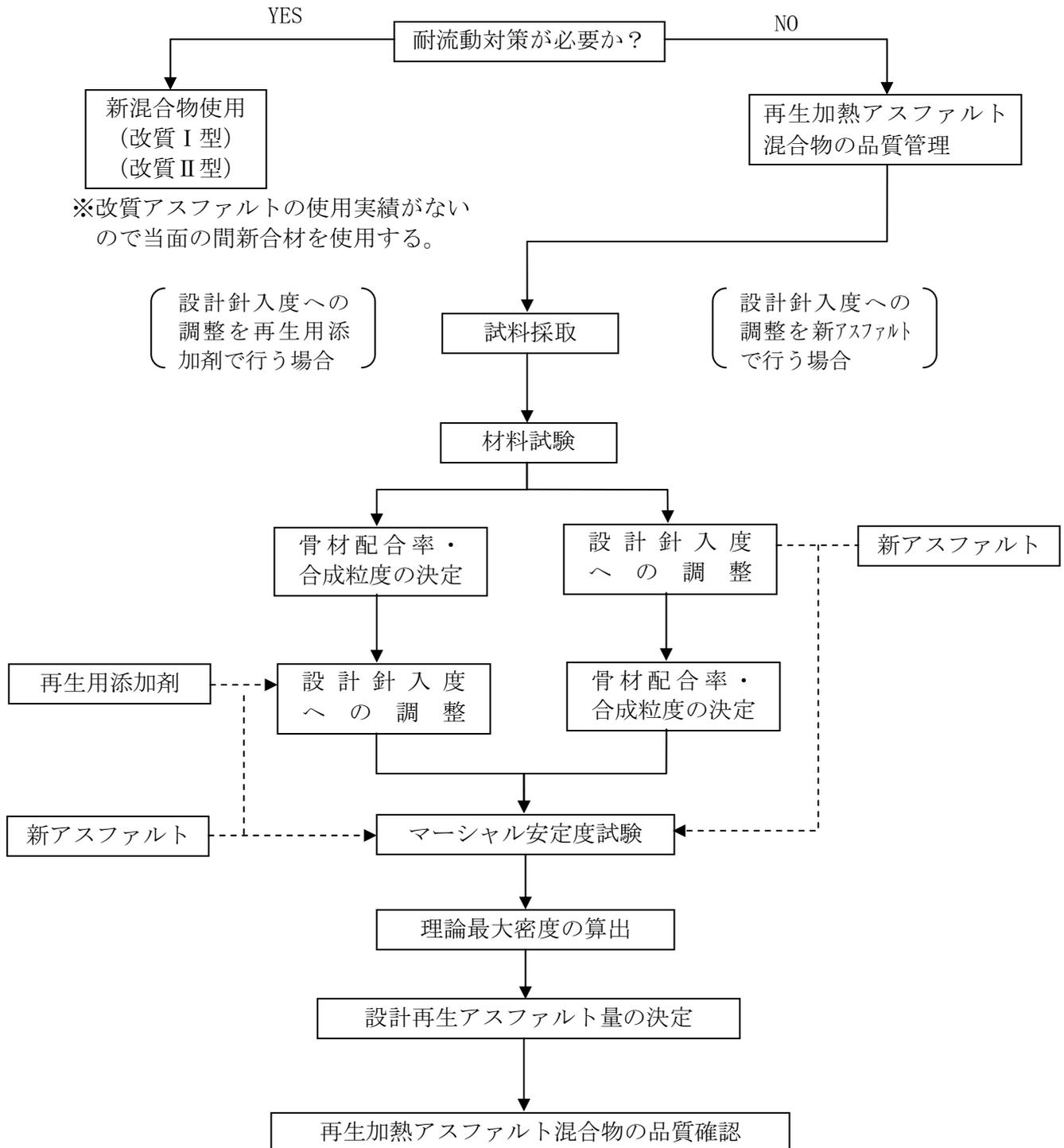
再生加熱アスファルト混合物の品質管理は基本的には製造者の自主管理とし、その内容は「アスファルト舗装要綱」及び「プラント再生舗装技術指針」による。なお、アスファルト試験（粒度、アスファルト量）については、公共の試験機関（長崎県建設技術研究センター等）で実施するものとする。

6. 使用上の一般的注意事項

再生加熱アスファルト混合物の使用に当たっては、材料指定とする。

7. 施工

C. D交通への使用にあたって以下の通りとする。



再生路盤材の品質基準及び管理基準

1. 品質の規定

再生材の品質は、本指針でとくに記述した事項のほか、原則として要綱等の基準を満足するものとし、その適用や評価は新しい材料のみを用いる場合と同等とする。

1－1 下層路盤

下層路盤に使用する再生材の品質は、下記表－ 1. 1 の規格を満足するものとする。

表－ 1. 1 下層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工法・材料	修正 C B R %	一軸圧縮強さ kgf/cm ² (MPa)	P I
簡 易 舗 装	再生クラッ シャーラン	10 以上 [20 以上]	－	9 以下
アスファルト舗装	再生クラッ シャーラン	20 以上 [30 以上]	－	6 以下
	再生セメント 安定処理	－	材令 7 日, 10 (1.0)	－
	再生石灰 安定処理	－	材令 10 日, 7 (0.7)	－
セメントコンク リート舗装	再生クラッ シャーラン	20 以上 [30 以上]	－	6 以下
	再生セメント 安定処理	－	材令 7 日, 10 (1.0)	－
	再生石灰 安定処理	－	材令 10 日, 5 (0.5)	－

- ① アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤及び基層・表層の合計厚が次に示す数値よりも小さい場合には修正 C B R の基準値に [] 内の数値を適用する。
 北海道地方 …… 20 cm
 東北地方 …… 30 cm
 その他地域 …… 40 cm
 なお、40℃で C B R 試験を行う場合は通常値を満足すればよい。
- ② 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石 S－13 (13～5mm) のもの〕とする。
- ③ 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみ P I の規定を適用する。
- ④ アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生路盤材は、20℃から 40℃へ温度が上昇すると、その混入率の程度にもよるが修正 C B R は 10 程度低下する。
- ⑤ 過去の路盤温度測定データから推定すると①で示した数値より下層路盤面の位置が浅い場合は、下層路盤温度が 40℃を越える可能性がある。
- ⑥ 下層路盤で安定処理に用いる材料の、安定処理前の望ましい品質を表－ 1. 2 に示す。

表-1. 2 下層路盤で安定処理の望ましい品質

材 料	修正CBR %	P I	最大粒径 mm
再生セメント安定処理用材料	10以上	9以下	50以下
再生石灰安定処理用材料	10以上	6～18	50以下

1-2 上層路盤

上層路盤に使用する再生材の品質は、表-1. 3の規格を満足するものとする。

表-1. 3 上層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工法・材料	修正CBR %	一軸圧縮強さ kgf/cm ² (MPa)	マージナル安定度 kgf(KN)	その他の品質
簡易舗装	再生粒度調整碎石	60以下 [70以上]	—	—	P I 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理	—	—	350以上 (3.43以上)	7 _p -値 10~40 (1/100cm) 空隙率 3~12%
	再生セメント安定処理	—	材令7日 25 (2.5)	—	—
	再生石灰安定処理	—	材令7日 7 (0.7)	—	—
アスファルト舗装	再生粒度調整碎石	80以上 [90以上]	—	—	P I 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理	—	—	350以上 (3.43以上)	7 _p -値 10~40 (1/100cm) 空隙率 3~12%
	再生セメント安定処理	—	材令7日 30 (2.9)	—	—
	再生石灰安定処理	—	材令7日 10 (1.0)	—	—
セメントコンクリート舗装	再生粒度調整碎石	80以上 [90以上]	—	—	P I 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理	—	—	350以上 (3.43以上)	7 _p -値 10~40 (1/100cm) 空隙率 3~12%
	再生セメント安定処理	—	材令7日 20 (2.0)	—	—
	再生石灰安定処理	—	材令7日 10 (1.0)	—	—

- ① アスファルトコンクリート再生骨材を含む上層路盤材の修正CBRの割増しは、表-1. 1の①と同様の理由により行ったものである。なお、上層路盤の上面は、路盤温度が40℃を越える可能性のある深さよりも浅い位置となる場合が大半であるので、地域に関係なく〔 〕内の値を用いることとした。
- ② 上層路盤で安定処理に用いる材料の安定処理前の望ましい品質を表-1. 4に示す。

表-1. 4 上層路盤で安定処理に用いる骨材の望ましい品質

材 料	修正CBR %	P I	最大粒径 mm
再生セメント安定処理	20以上	9以下	40以下
再生石灰安定処理	20以上	6~18	40以下
再生加熱アスファルト安定処理		9以下	40以下

2. 構造設計

舗装の構造設計に用いる再生材の等値換算係数は、表-2による。

表-2 等 値 換 算 係 数

構成	工 法 ・ 材 料	品 質 規 格	等値換算係数an
上層路盤	再生加熱アスファルト安定処理	安定度 350kgf以上(3.43kN以上)	0.8
	再生粒度調整碎石	修正CBR 80%以上<90%以上>	0.35
	再生セメント安定処理	一軸圧縮強さ 〔7日〕30kgf/ (2.9MPa)	0.55
	再生石灰安定処理	一軸圧縮強さ 〔10日〕10kgf/ (0.98MPa)	0.45
下層路盤	再生クラッシャーラン	修正CBR 30%以上<40%以上>	0.25
	再生クラッシャーラン	20%以上30%未満 修正CBR <30%以上40%未満>	0.20
	再生セメント安定処理	一軸圧縮強さ 〔7日〕10kgf/ (0.98MPa)	0.25
	再生石灰安定処理	一軸圧縮強さ 〔10日〕7kgf/ (0.69MPa)	0.25

※ アスファルトコンクリート再生骨材を含む路盤材料で、温度の影響に対する措置が必要な箇所には、修正CBRの基準値に< >内の数値を適用する。

- ① 本指針における舗装の構造設計及び再生材の品質は、要綱等に適合することを原則としているので、これに応じて再生材を用いた場合の等値換算係数は、新しい材料のみを用いた場合と同等に扱う。

3. 配合設計

3-1 下層路盤材

下層路盤に用いる再生路盤材の配合設計は、表-1. 1の品質を満足するように行う。

- ① 再生クラッシャーランは、表-3. 1の粒度範囲に入ることが望ましい。
- ② アスファルトコンクリート再生骨材の配合率が70%を越える再生クラッシャーランでは、修正CBRが表-1. 1の品質規定を満たさない場合がある。このような場合はアスファルト再生骨材の配合率を下げるか、セメントや石灰による安定処理などを検討する。

表-3. 1 再生クラッシャーランの望ましい粒度範囲

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
		ふるい目の開き		
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100		
	37.5 mm	95~100	100	
	31.5 mm	—	95~100	
	26.5 mm	—	—	100
	19 mm	50~80	55~85	95~100
	13.2 mm	—	—	60~90
	4.75 mm	15~40	15~45	20~50
	2.36 mm	5~25	5~30	10~35

(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたまの見かけの骨材粒度を使用する。

3-2 上層路盤材

3-2-1 再生粒度調整砕石

- ① 再生粒度調整砕石の配合設計は、表-1. 3の品質ならびに表-3. 2の粒度範囲を満足するように行う。
- ② 再生粒度調整砕石は、路盤発生材およびアスファルトコンクリート再生骨材またはセメントコンクリート再生骨材は、あるいはこれらを混合した材料に必要な応じて補足材等を適当な比率で混合して粒度調整する。
- ③ 再生粒度調整砕石中のアスファルトコンクリート再生骨材の配合率が30%を越えると、表-1. 3の修正CBRの規定を満たさない場合がある。このような場合には、アスファルト再生骨材の配合率を下げるか、セメントや石灰による安定処理などを検討する。

表－3. 2 再生粒度調整碎石の粒度範囲

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100		
	37.5 mm	95～100	100	
	31.5 mm	—	95～100	100
	26.5 mm	—	—	95～100
	19 mm	60～90	60～90	—
	13.2 mm	—	—	55～85
	4.75 mm	30～65	30～65	30～65
	2.36 mm	20～50	20～50	20～50
	425 μm	10～30	10～30	10～30
	75 μm	2～10	2～10	2～10

(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたまの見かけの骨材粒度を使用する。

3-2-2 再生セメント安定処理及び再生石灰安定路盤材

- ① 再生セメント安定処理及び再生石灰安定処理路盤材の配合設計は、表－1. 3の品質を満足するように行う。
- ② 路盤発生材および再生骨材等は、セメントや石灰等で安定処理をして上層路盤材料として用いることができる。
- ③ 再生セメント安定処理および再生石灰安定処理路盤材の粒度は、表－3. 3を満足していることが望ましい。
- ④ 配合設計における安定材の添加量の求め方は、要綱等を参照する。

表－3. 3 再生セメント安定処理および再生石灰安定処理に用いる骨材の望ましい粒度範囲

ふるい目の開き		工 法	
		再生セメント安定処理	再生石灰安定処理
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100	
	37.5 mm	95～100	
	19 mm	50～100	
	2.36 mm	20～60	
	75 μm	0～15	2～20

(注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたまの見かけの骨材粒度を使用する。

【再生材の使用にあたっての確認事項】

再生材の使用にあたっては、施工業者から提出される材料承認願いもしくは、試験報告書の内容が各再生材の規格又は、基準にすべて満足されているかを確認し使用すること。

再生加熱アスファルト混合物

- ①再生アスファルトコンクリートの骨材の品質（1-①）
（旧アスファルト量，旧アスファルトの針入度，洗い試験で失われる量）
- ②骨材の粒度，再生アスファルト量（3-2-①）
（骨材の粒度範囲，アスファルト量）
- ③マーシャル安定度試験に対する基準値（3-2-②）
（空隙率，飽和度，安定度，フロー値）

再生クラッシャーラン（コンクリート塊混入）

- ①粒度範囲（3 配合設計 表-3. 1）
- ②修正CBR 30%以上

再生クラッシャーラン（コンクリート塊＋アスファルト塊混入）

- ①粒度範囲（3 配合設計 表-3. 1）
- ②修正CBR 40%以上

再生粒度調整砕石（コンクリート塊混入）

- ①粒度範囲（3 配合設計 表-3. 2）
- ②修正CBR 80%以上

再生粒度調整砕石（コンクリート塊＋アスファルト塊混入）

- ①粒度範囲（3 配合設計 表-3. 2）
- ②修正CBR 90%以上

特記仕様書(例)

1. この特記仕様書は、〇〇〇第〇〇〇—〇号

一般国道
 主要地方道
 一般県道

〇〇〇線 〇〇〇〇工事に適用する。

2. この工事に使用する下記の資材については、再生材を使用するものとする。

工 種	資 材 名	備 考
車道表層工	再生加熱アスファルト混合物(密粒)	
車道基層工	〃 (粗粒)	
歩道舗装工	〃 (密粒)	
仮設道路の表層工	〃 (密粒)	
上層路盤工	再生粒度調整碎石	
下層路盤工	再生クラッシャーラン	
歩道舗装工	〃	
仮設道路の路盤工	〃	
擁壁の基礎工	〃	
ブロック積の裏込工	〃	

3. 上記資料については、着工前、監督員に承認願いを提出し、承認を得るものとする。

4. 再生材は県が使用指定した再生施設の製品で、「建設発生材の再生利用指針」に基づくものとする。

—参考—

材 料 承 認 願

平成 年 月 日

様

請負者 住所

氏名

印

工事番号 _____

工 事 名 _____

工事箇所 _____

標記工事について、下記のとおり材料を使用したいので、承認願います。

記

品 名	製 造 元	品 質 規 格	設 計 数 量

上記について承認する。

平成 年 月 日

監督職員氏名

印

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

建設汚泥の再生利用に関する実施要領

平成18年7月

長崎県土木部

(技術情報室)

目 次

建設汚泥の再利用に関するガイドライン

1. 目的	II - 26
2. 適用範囲	II - 26
3. 定義	II - 26
4. 基本方針	II - 26
5. 具体的実施方針	II - 27
6. 再生利用に当たっての手続き等	II - 29
7. 適正処理の確認	II - 33
8. 関係者の責務と役割	II - 33

建設汚泥の再生利用に関する実施要領

1. 特記仕様書への記載について	II - 35
2. 関係通知等の遵守について	II - 35
3. 各種提出様式について	II - 36
4. 伝票の作成について	II - 36
《記載例》	II - 37

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、長崎県が発注する公共の土木建築に関する工事に適用する。

なお、その他の事業においても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待している。

ただし、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

3. 定義

①建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

②建設汚泥再生品

建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。

③建設汚泥処理土

建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの

4. 基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

5. 具体的実施方針

(1) 発生抑制の徹底

建設汚泥の発生が見込まれる工事については、設計、施工等に当たり、泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等により、建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

(2) 再生利用の促進

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用を図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。（取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6. (1) および (2) も参照すること。）

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月3日国土交通事務次官通知）」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システム及び利用調整ブロック会議等の積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる（民間公益企業等）こと
- ・再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること

- ・当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
 - ・受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと
- といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

(3) 適正処理の推進

上記(2)によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

(4) 建設汚泥再生品の利用促進

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

また、建設汚泥処理土の利用に当たっては、処理土が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設計図書に明確に示すこと。さらに、当該処理土が設計図書に規定したこれらの基準等を満足していることについて利用側

工事の発注者が確認するとともに、利用用途に応じた適正な施工管理を行うこと。

6. 再生利用に当たっての手続き等

産業廃棄物たる建設汚泥を再生利用しようとする際には、「自ら利用」「有償譲渡^(注)」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要があるが、建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」を基本とすること。

(注) 再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。

(1) 自ら利用について

発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合並びに排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合には、「自ら利用」の方策によることができるとされており、自ら利用には図-1に示す3つのケースがある。

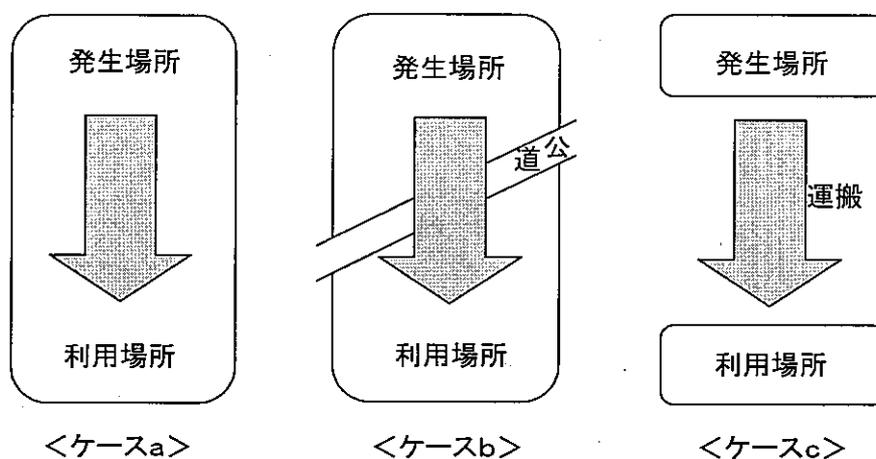


図-1 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提示すること。

ただし、一部の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」等の手続きを必要としているところがあるため、必ず都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。

なお、自ら利用であっても、例えばケースcにおいて産業廃棄物たる建設汚泥を利用場所等に運搬する際、その運搬を他者に委託する場合には廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者の許可を有する収集・運搬業者に委託しなければならないこととされているので留意すること。

また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知）」（以下、「判断指針」という。）によれば、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされているところである。

(2)再生利用制度の活用について

再生利用制度には、①環境大臣による認定（大臣認定制度）、②都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、③都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）、の3種類があるとされている。

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

①大臣認定制度について

大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置

の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる」こととした制度である。

本通知時点において、建設汚泥を「高規格堤防の築造材（地表から1.5 m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）」として再生利用する場合には、本制度の対象になり得るとされている。この認定を受けようとする場合には、当該築造材を製造する者が申請を行うこととされているが、できる限り早期に認定が受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から環境省担当部局に事前相談を行うように努めるとともに、排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

②個別指定制度について

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図-2に示す3つのケースが一般的とされている。

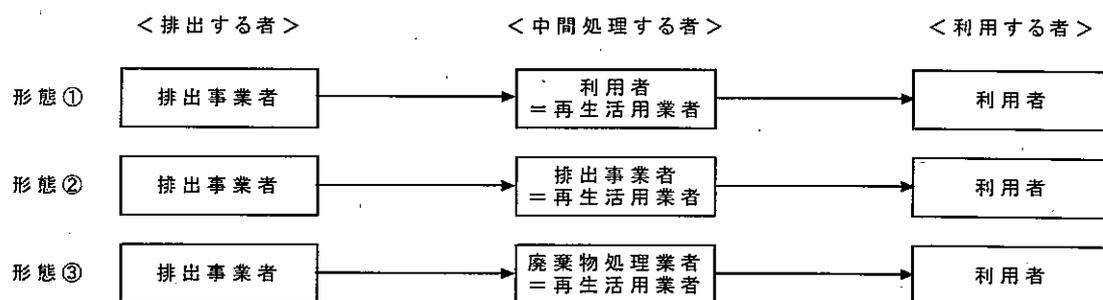


図-2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図-2のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受

ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態①や③の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態③の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5.(2)で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

(3) 有償譲渡について

有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト（電子マニフェストを含む）を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

さらに、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

8. 関係者の責務と役割

(1) 発注者の責務と役割

建設汚泥の発生の抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努めること。

発注に当たっては、元請業者に対して適正な費用を負担するとともに、発生した建設汚泥の現場内利用・工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項を設計図書に示し、工事実施に当たっての明確な指示を行うこと。また、元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する代替案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めること。

(2)元請業者の責務と役割

設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取り組みに努めること。

産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には適正な処理業者との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に取り組むこと。

建設汚泥の再生利用に関する実施要領

1. 特記仕様書への記載について

ガイドラインの対象となる建設工事においては、発注者は元請業者に対し、ガイドラインおよび本実施要領の遵守を特記仕様書にて指示すること。

また、設計段階から建設汚泥の再生利用を推進するため、発注者は設計業務受注者に対しガイドラインの趣旨に配慮した設計を行う旨を設計業務の特記仕様書に規定すること。

2. 関係通知類等の遵守について

産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守すること。

- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）
- ・建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日、国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）
- ・リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）
- ・建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】（平成14年5月30日、国官技第44号、国官総第127号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】（平成14年5月30日、国営計第28号）
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環廃産発第050725002号）

3. 各種提出様式について

- ①ガイドライン5（2）に定める「工事間利用調整が完了した旨の文書」については、様式1により作成すること。
- ②ガイドライン6（1）に定める「自ら利用を行う場合の利用計画書」については、様式2により元請業者に作成させること。また、「実施状況の記録」についても、同様の様式により作成させること。
- ③ガイドライン7に定める「自ら利用、再生利用制度の活用における伝票」については、様式3により元請業者に作成させること。なお、具体的な交付手続きについては、「4. 伝票の作成について」によること。
- ④ガイドライン7に定める「発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類」については、様式4により元請業者に作成させること。

4. 伝票の作成について

ガイドライン7に定める伝票については、以下の順序により引き渡し等を行うよう関係する者への協力を元請業者に求めさせること。なお、記載事項を確認した場合において修正すべき事項がある場合には、赤字見え消しにて行うこと。また、中間処理施設を経由しない場合には、3）および4）は省略する。

- 1) 排出側工事の元請業者は伝票の各事項を記入した上で、担当者が確認印を押す（サインでも構わない。以下同様。）。
- 2) 収集運搬業者に建設汚泥を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認した上で、運搬担当者欄に収集運搬担当者の確認印を押す。
なお、排出側工事の元請業者は収集運搬担当者の確認印が押されたものの写しを取り、最終的な搬出先から全ての確認印が押された伝票が返送される時点まで保管する。
- 3) 中間処理施設担当者は、収集運搬業者から引き受ける際に、お互いに記載事項を確認した上で、搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 4) 中間処理施設担当者は、最終的な搬出先へ運搬する場合には当該伝票を併せて送付する。
- 5) 最終的な搬出先の担当者は、関係する伝票に記載された建設汚泥または建設汚泥再生品の合計数量と受け取った数量とを照合し、これが合致することを確認した上で、最終搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 6) 最終搬出先担当者は、当該伝票全てを排出側工事の元請業者に返送する。
- 7) 排出側工事の元請業者は当該伝票を保管し、工事完了時にこれを発注者に提示する。

(様式1) <<記載例>>

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成18年〇月〇日

甲 △△地方整備局●×事務所長 印

乙 △△地方整備局×△事務所長 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の排出を予定している工事 (甲発注)	工事件名	□■雨水幹線築造工事	
	工事場所	〇〇県△△市□□-□□	
	工事概要	延長■□m、管径〇●mm 開削・推進工法	
	担当者	部課係名	△△地方整備局●×事務所××課
		担当者名	国土 太郎
		連絡先	TEL : (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail : ***@***.mlit.go.jp
建設汚泥処理土の利用を予定している工事 (乙発注)	工事件名	〇〇川堤防工事	
	工事場所	〇〇県▲▲市■■■-■■■	
	工事概要	幅〇m、延長△m、面積□ha	
	担当者	部課係名	△△地方整備局×△事務所〇〇課
		担当者名	交通 次郎
		連絡先	TEL : (●●) ●●●-●●●●●● E-mail : ****@***.mlit.go.jp
工事間利用の概要	工事間利用	排出予定量	◇◆ m ³ (t)
		利用予定量	◆◇ m ³ (t)
	排出予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月	
	利用予定時期	平成18年●〇月 ~ 平成△▲年▲△月	
	利用用途	〇〇川堤防用築堤材	
	処理土の品質	第☆種改良土	

※工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に係る分のみである

(様式2) <<記載例1>>

同一現場内での例

建設汚泥再生利用計画書 (自ら利用)

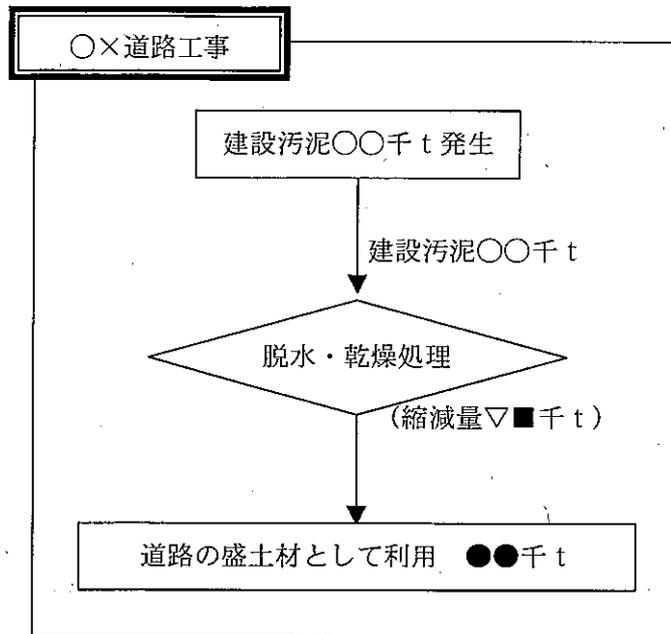
作成日 平成18年×月△日

排出事業者	会社名	株式会社〇×建設	
	所在地	〇〇県〇△市□□-□□	
	担当	部課係名	△△部××課
		担当者名	建設 太郎
連絡先	TEL : (◇◇) ◇◆◇-◇◆◇◆		
発生工事	工事件名	〇×道路工事	
	工事場所	××県△△市〇〇-〇〇	
	工事概要	総延長〇m (土工部△m、橋梁部×m)	
	発注機関名	×●地方整備局□△事務所	
	発生予定量	〇〇千	m ³ (t)
	発生予定時期	平成18年〇〇月 ~ 平成▲▲年△△月	
利用工事	工事件名	同上	
	工事場所	同上	
	工事概要	同上	
	発注機関名	同上	
	利用予定量	●●千	m ³ (t)
	利用予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月	
	利用用途	道路の盛土材	
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：現場内 処理方法：脱水・乾燥	
	再生品の品質	第★種改良土	
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること
発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式2フロー図) <<記載例1>>



(様式2) <<記載例2>>

他現場での利用例

建設汚泥再生利用計画書 (自ら利用)

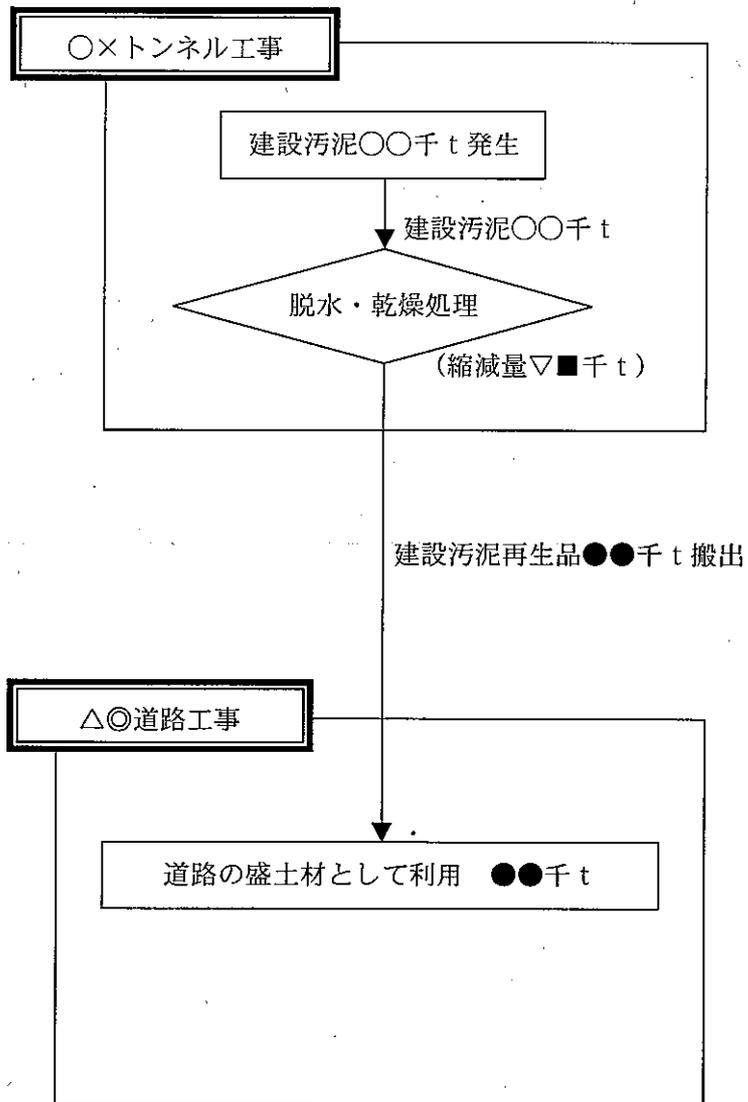
作成日 平成18年×月△日

排出事業者	会社名	株式会社○×建設
	所在地	〇〇県〇△市□□-□□
	担当	部課係名 担当者名 連絡先
発生工事	工事件名	○×トンネル工事
	工事場所	□□県△△市〇〇-〇〇
	工事概要	総延長〇m、仕上がり断面積□m ² (R=■m)
	発注機関名	×●地方整備局□△事務所
	発生予定量	〇〇千 m ³ (t)
	発生予定時期	平成18年〇〇月 ~ 平成▲▲年△△月
利用工事	工事件名	△◎道路工事
	工事場所	□□県××市△△-〇〇
	工事概要	総延長〇m (土工部△m、橋梁部×m)
	発注機関名	□□県★×事務所
	利用予定量	●●千 m ³ (t)
	利用予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月
	利用用途	道路の盛土材
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：搬出側工事現場内 処理方法：脱水・乾燥
	再生品の品質	第★種改良土
	収集運搬の委託先	

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること
発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式2フロー図) <<記載例2>>



(様式3) <<記載例1>>

中間処理施設を経ない例

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No. 〇〇

発 生 側 工 事	工事件名	〇〇道路整備工事		
	工事場所	×〇県〇×市△□-▽□		
	請負社名	株式会社▽△建設		
	所在地	×◎県△■市〇〇-●●		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL:(××) ●〇●-■□■□		
運搬数量・性状		×〇 (m ³) t	処理前	処理後
運 搬 者	会社名	×●運送株式会社		
	所在地	×〇県●◎市▲△-△▲		
	連絡先	TEL:(☆☆) 〇□●-×□◎★		
	車両番号, 車種	車両番号: ◎◎ □□-△▲ 車種: 10tダンプ		
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名	/		
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	担当者名			
中間処理方法		脱水処理		
再生品品質		第●種改良土		
再生品数量		×〇 (m ³) t		
最 終 搬 出 先	施設等名	□△道路整備工事		
	施設場所	×〇県△〇市□×-□▼		
	会社名	株式会社◎●建設		
	所在地	×〇県〇▽市△〇-×□		
	連絡先	TEL:(●×) □●□-■〇×■		
	担当者名	利用 三郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎	/	利用三郎
日付	H18. ×. △	H18. 〇. ▼		H18. □. ◎

(様式3) <<記載例2>>

中間処理施設を経由する例

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No. 〇〇

発 生 側 工 事	工事件名	○×道路整備工事 (●●工区)		
	工事場所	▼○県◎□市△×-●□		
	請負社名	株式会社●△建設		
	所在地	■×県△◎市○●-●○		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL : (△○) ×○●-■☆■★		
運搬数量・性状		×○ m ³ (t)	(処理前)	処理後
運 搬 者	会社名	×●運送株式会社		
	所在地	▼○県●◎市▲△-△▲		
	連絡先	TEL : (☆☆) ○□●-×□◎★		
	車両番号, 車種	車両番号 : ◎◎ □□-△▲ 車種 : 4tバキューム車		
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名	○△リサイクルセンター		
	施設場所	▼○県△■市○○-●●		
	会社名	株式会社▽△資源		
	所在地	▼○県△■市○○-●●		
	連絡先	TEL : (××) ●○●-■□■□		
	担当者名	処理 三郎		
中間処理方法		高度脱水処理		
再生品品質		第●種改良土		
再生品数量		〇〇 (m ³) t		
最 終 搬 出 先	施設等名	×○道路整備工事 (□○工区)		
	施設場所	▼○県△○市□×-□▼		
	会社名	株式会社××建設		
	所在地	×○県●■市○★-×●		
	連絡先	TEL : (□◎) ○●★-■××●		
	担当者名	利用 四郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎	処理三郎	利用四郎
日付	H18. ×. △	H18. ○. ▼	H18. ●. ▽	H18. □. ◎

(様式4) <<記載例1>>

発生した建設汚泥を全て同一現場内で自ら利用した場合

建設汚泥再資源化等実績書

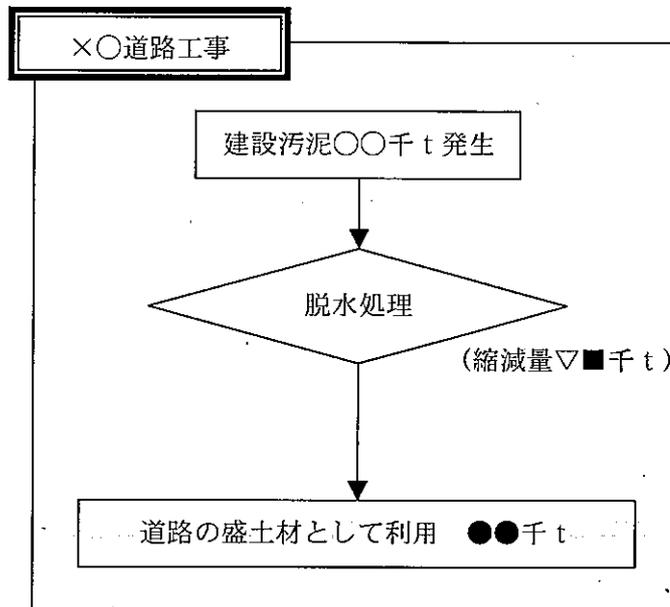
排出事業者		排出工事		
会社名	株式会社■◇建設	工事件名	×○道路工事	
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○	
部課係名	△○部▽×課	工事概要	総延長○m	
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所	
連絡先	(○○)○○○-●●●○	発生量、発生時期	発生量: ○○千 m ³ (t) 発生時期: 平成18年●○月 ~ 平成▲△年△▲月	
中間処理する場所		施設名称	/	
所在地	現場内	担当者名		
中間処理方法	脱水処理	連絡先		
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②		
名称	×○道路工事	名称	/	
所在地	△△県○○市××-○○	所在地		
利用用途・品質	用途: 道路の盛土材 品質: 第★種改良土	利用用途・品質		
搬出量	●●千 m ³ (t)	搬出量		m ³ t
会社名	株式会社■◇建設	会社名		
担当者名	建設 一郎	担当者名		
連絡先	(○○)○○○-●●●○	連絡先		
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④		
名称	/	名称	/	
所在地				
利用用途・品質				
搬出量		m ³ t		
会社名				
担当者名				
連絡先				

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式4フロー図) <<記載例1>>



(様式4) <<記載例2>>

一部を他現場で自ら利用した場合(中間処理施設は経由せず)
建設汚泥再資源化等実績書

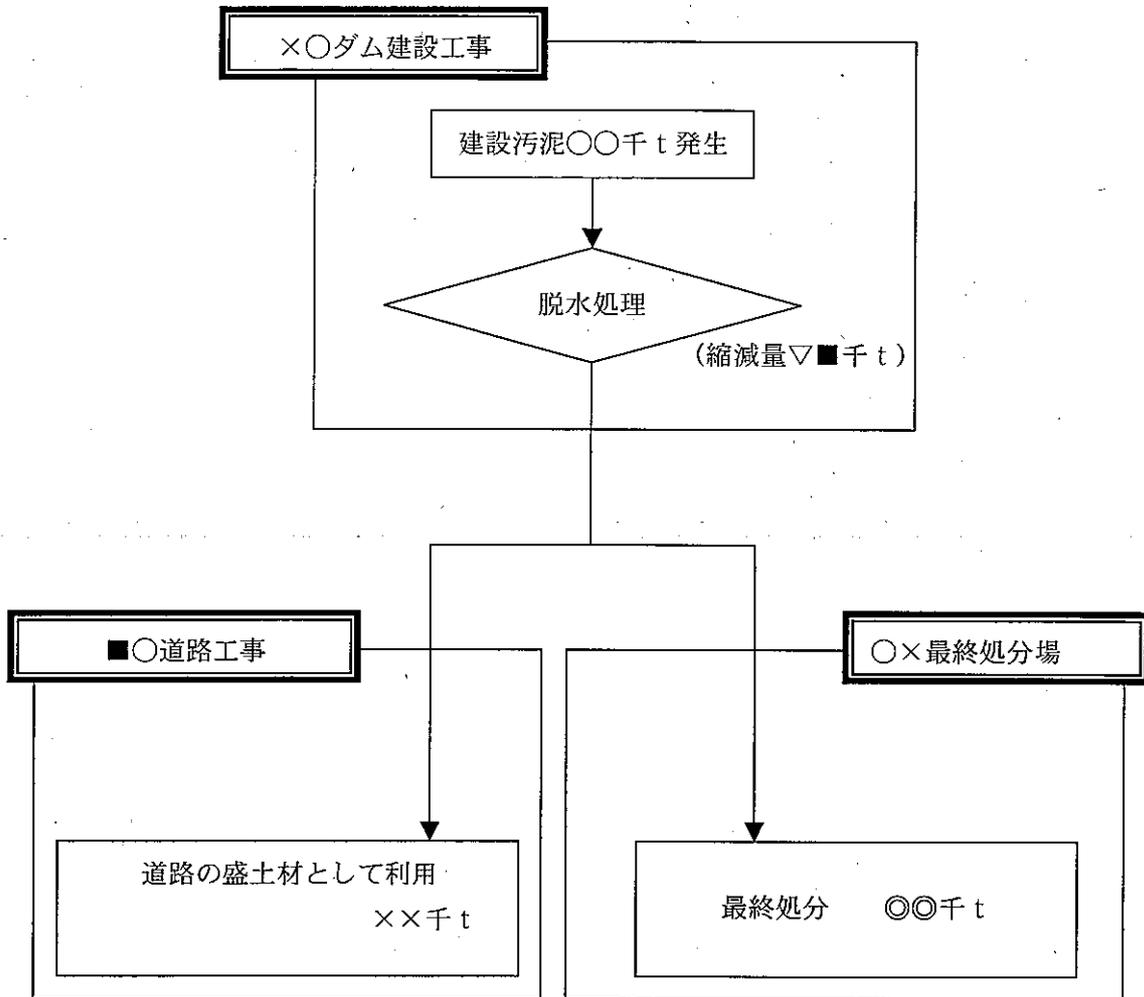
排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社■◇建設	工事件名	×○ダム建設工事
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○
部課係名	△○部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所
連絡先	(○×) ×●□-●▽●■	発生量、発生時期	発生量: ○○千 m ³ (t) 発生時期: 平成18年●○月 ~ 平成▲△年△▲月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	同上	担当者名	
中間処理方法	脱水処理	連絡先	
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称	■○道路工事	名称	○×最終処分場
所在地	△△県○▽市◎×-□◆	所在地	■■県××市○○-○○
利用用途・品質	用途: 道路の盛土材 品質: 第★種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	××千 m ³ (t)	搬出量	◎◎千 m ³ (t)
会社名	株式会社■◇建設	会社名	株式会社○▼
担当者名	最終 太郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	(○△) ×○■-○○×◎	連絡先	(○●) ○●○-●○○○
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式4フロー図) <<記載例2>>



建設汚泥再資源化等実績書

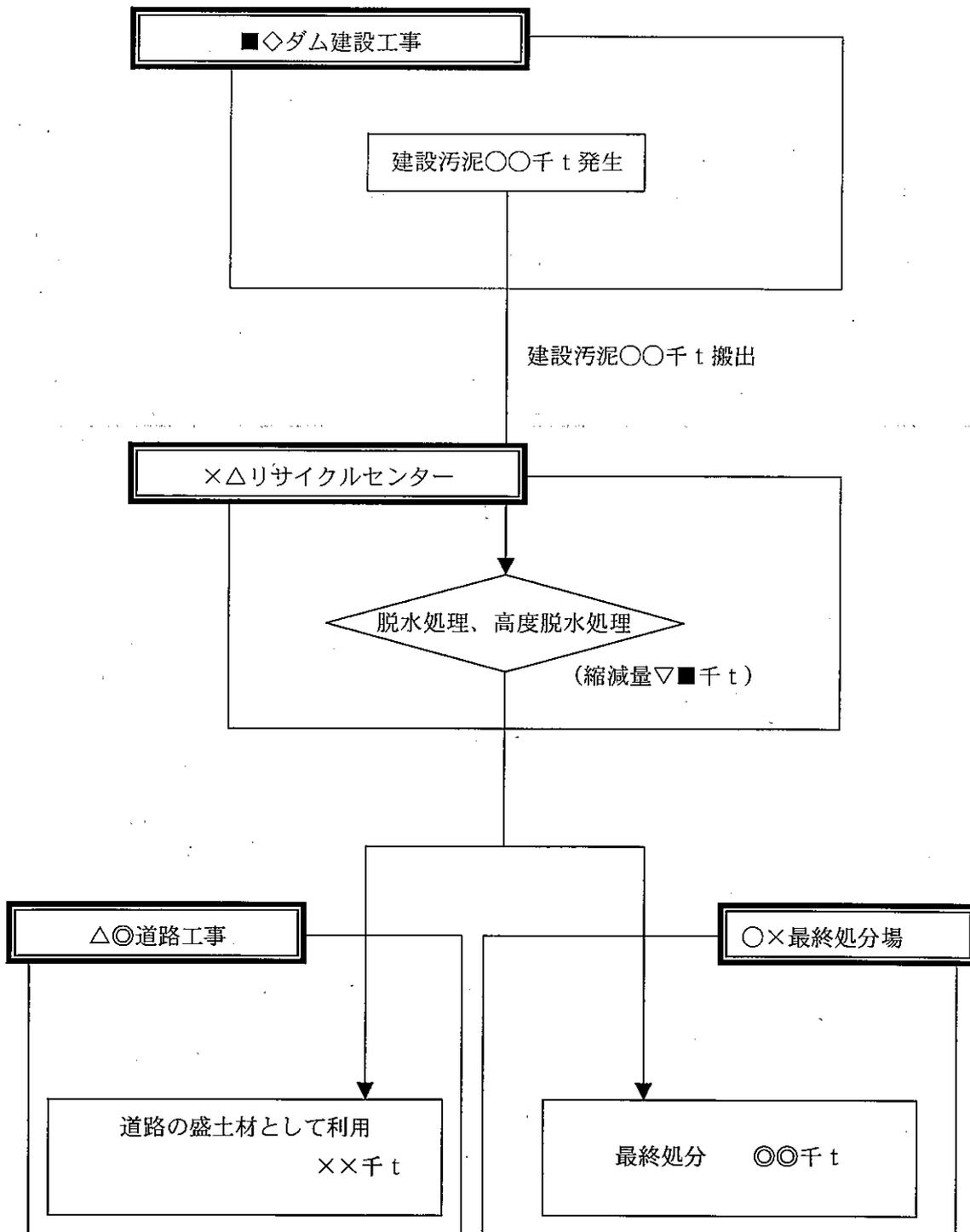
排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社×●建設	工事件名	■◇ダム建設工事
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○
部課係名	△○部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所
連絡先	(○×) ×●□-●▽●■	発生量、発生時期	発生量: ○○千 m ³ (t) 発生時期: 平成18年●○月 ~ 平成▲△年△▲月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	△△県××市△△-△△	担当者名	中間 二郎
中間処理方法	脱水処理、高度脱水処理	連絡先	(●○) ●○○-○○○○
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称	△◎道路工事	名称	○×最終処分場
所在地	△△県□□市▽▽-××	所在地	■■県××市○○-○○
利用用途・品質	用途: 道路の盛土材 品質: 第★種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	××千 m ³ (t)	搬出量	◎◎千 m ³ (t)
会社名	株式会社○●建設	会社名	株式会社○▼
担当者名	建設 三郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	(×●) □○×-▼○□×	連絡先	(○●) ○●○-●○○○
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式 4 フロー図) <<記載例 3 >>



(様式4) <<記載例4>>

建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事		
会社名	株式会社×●建設	工事件名	■◇ダム建設工事	
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○	
部課係名	△○部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m	
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所	
連絡先	(○×) ×●□-●▽●■	発生量、発生時期	発生量：○○千 m ³ t 発生時期：平成18年●○月 ～ 平成▲△年△▲月	
中間処理する場所		施設名称		
所在地	○○県××市△△-△△	担当者名	中間 二郎	
中間処理方法	焼成処理	連絡先	(●○) ●○●-○●○●	
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②		
名称	×△リサイクルセンター	名称	/	
所在地	○○県××市△△-△△	所在地		
利用用途・品質	ブロック (製品販売)	利用用途・品質		
搬出量	●●千 m ³ t	搬出量		m ³ t
会社名	株式会社××	会社名		
担当者名	中間 二郎	担当者名		
連絡先	(●○) ●○●-○●○●	連絡先		
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④		
名称	/	名称	/	
所在地				
利用用途・品質				
搬出量		m ³ t		
会社名				
担当者名				
連絡先				

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式 4 フロー図) <<記載例 4 >>

